

埼労発基0501第5号
令和5年5月1日

関係団体の長 様

埼玉労働局長
(公印省略)

有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令の施行について

標記について、令和5年4月21日付け基発0421第1号をもって、厚生労働省労働基準局長から別添のとおり通達がありましたので、傘下の会員の皆様に対する周知に御協力を賜りますよう、よろしくお願いたします。